令和８年度

周防大島町病院事業局会計年度任用職員追加募集案内

令和８年度に周防大島町病院事業局で勤務を希望する人は、登録が必要です。
登録者の中から書類選考、面接を経て、会計年度任用職員として任用されます。

１　登録資格

登録できる方は、次のいずれにも該当しない方です。（地方公務員法第 16 条）

１）禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
２）周防大島町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
３）人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
４）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

２　勤務条件

項　　目	内　　容
任　用　期　間	一会計年度（令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで） ※ただし、任用から１ケ月間は条件付き採用期間となります。
勤　務　場　所	周防大島町病院事業局内各施設
勤　務　時　間	原則　8 時 30 分～17 時 15 分（休憩 12 時 00 分～13 時 00 分） 職場や勤務場所で始業時間や就業時間、休憩時間は異なります。
休　　日	原則　週休日（土・日曜日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日 ※ただし、行事や業務内容によっては出勤日になる場合があります。
給 料 ・ 報 酬	別紙「令和８年度周防大島町病院事業局会計年度任用職員　募集職種一覧表」のとおり
諸　　手　　当	・通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当 等 ・期末手当（支給対象：任用期間６月以上で１週当り勤務時間が 29 時間を超える者）
休　　暇　　等	(1) 条例、規則に基づき、年次有給休暇を付与 (2) 有給、無給の特別休暇 ※勤務日数、勤務時間により、取得条件や付与日数が異なります。
社 会 保 険 等	勤務時間に応じて共済短期給付、厚生年金、雇用保険に加入

※職種によって、勤務条件が異なる場合があります。

３　選考方法

１）各職種の登録者の中から書類審査を実施
２）書類審査通過者に対して選考試験（面接等）を実施（令和８年３月上旬から随時予定）
※書類選考通過者には、選考試験の日程を連絡します。

４　登録の手続等

１）登録申込書等の請求方法

（１）　配布

周防大島町病院事業局総務部で配布

（２）　ホームページからダウンロード

周防大島町病院事業局ホームページ「会計年度任用職員募集」から登録申込書の様式をダウンロードし、Ａ４版の白紙に印刷して使用してください。

（３）　郵送請求

「会計年度任用職員登録申込書等請求」と朱書きした封筒に、110 円切手を貼った返信用封筒（申込者の郵便番号・住所・氏名を記入のこと）を同封して、周防大島町病院事業局総務課まで請求してください。

２）提出書類及び申込方法

（１）　提出書類

ア　登録申込書（直近 3 ヶ月以内に撮影した写真を必ず貼ってください。）

イ　資格証の写し（資格要件が必要な職種に限る。）

（２）　登録受付期間

令和８年３月３日（火）から令和８年３月６日（金）まで

（３）　申込方法

ア　持参による申込

上記（２）の期間内に、周防大島町病院事業局総務課に提出してください。

イ　郵送による申込

「会計年度任用職員登録申込書在中」と朱書きした封筒に、上記（１）の提出書類を入れて、周防大島町病院事業局総務課まで郵送してください。（できるだけ簡易書留で郵送してください。

※令和８年３月６日の消印有効としますが、期限間際での郵送の場合は、速達郵便をご利用ください。

６　その他

〇今回の登録の有効期間は、令和 9 年 3 月 31 日までです。

〇登録者のすべての人が任用されるわけではありません。

〇登録者には、令和 8 年度中に他の募集があった場合、連絡をすることがあります。

７　お問い合わせ先（郵送先）

周防大島町病院事業局総務部総務課

〒７４２－２１０６

山口県大島郡周防大島町小松１３８８－６

TEL　０８２０－７４－２３３２　FAX　０８２０－７４－５０６７

E-mail　soumu@suo-kouei.com

HP アドレス　https://www.kouei.so.ecomas.jp/